

延滞金、延滞加算金減免(却下)通知書													
											第 年	月	号 日
様													
											美唄市長	印	
年 月 日に延滞金、延滞加算金減免の減免申請がありましたが、下記のとおり減免する(しない)こととしましたので、通知します。													
摘要													
納税通知書番号	調定年度	賦課年度	税目	期別	税額	延滞金額	計算基礎	減免申請延滞金額	減免する延滞金額	納付すべき延滞金額	備考		
						円	自 至	・ ・					
							自 至	・ ・					
							自 至	・ ・					
							自 至	・ ・					
							自 至	・ ・					
							自 至	・ ・					
							自 至	・ ・					
計													

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。